

## 神奈川県行政書士会横浜中央支部 支部規則施行細則

### (趣旨)

第1条 神奈川県行政書士会横浜中央支部規則（以下、「規則」という）第6条第6号に定める事務局員、第6条の2に定める費用弁償、第24条に定める慶弔見舞金及び第25条に定める委員会につき、支部の運営を円滑に行うためこの細則を定める。

### (事務局員)

第2条 事務局員は、支部長の指示により支部の事務を処理する。

2 事務局員は、行政書士登録2年未満の支部会員の中から総務委員長が指名して支部長がこれを選任する。

3 事務局員の任期は、2年を上限とする。

4 事務局員の日当は、所要時間3時間を要する業務当たり5,000円とする。

### (費用弁償)

第3条 支部役員等並びに各委員会委員及び相談員が支部活動のため出張したときは、その費用を弁償する。費用弁償額は次のとおり定める。

- (1) 役員等（会計幹事を含む）及び委員会の委員は1回3,000円
- (2) 主任相談員は1回5,000円、補助相談員は1回3,000円
- (3) 支部会員による支部研修の講師は1回5,000円
- (4) 選挙管理委員会の委員は1回3,000円

### (慶弔見舞金)

第4条 慶弔見舞金は、一事項につき30,000円以内とする。

### (委員会)

第5条 規則第25条に定める委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 相談委員会
- (3) 研修委員会

2 前項に定める委員会のほか必要に応じて特別委員会（選挙管理委員会等）を設けることができる。

### (業務分掌)

第6条 委員会は、それぞれ次に掲げる職務を行う。

- (1) 総務委員会は、支部の運営及び庶務を処理し、併せて支部の組織の充実強化を図

る。

(2) 相談委員会は、支部区域内における相談会事業等を計画実施し、かつ相談員を育成する。

(3) 研修委員会は、支部会員に対する研修の企画開催を行う。

(本細則の改正)

第7条 本細則を改正するには、役員会の決議を必要とする。

(附 則)

~~この規則は、平成28年5月24日より施行する。~~

~~この規則は、平成29年4月7日より施行する。~~

この規則は、平成29年10月31日より施行する。